

産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設^{設置}変更届出受理書

年 月 日

施設設置者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者)

群馬県知事

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定による変更の届出
 を次のとおり受理しました。

設置届出の受理年月日	年 月 日	
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域		
産業廃棄物処理施設 設置許可	許可年月日	年 月 日
	許可番号	
産業廃棄物処理施設の設置許可に付された条件		

- 注 1 当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」の欄に石綿含有一般廃棄物を処理する旨を記載すること。
- 2 産業廃棄物処理施設が省令第12条の7の16第1項第5号の2又は第6号に掲げる産業廃棄物処理施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」の欄に水銀処理廃棄物を処理する旨を、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとに年間処理量の見込み」の欄に基準適合水銀処理物及び基準不適合水銀処理物のそれぞれ年間処理量の見込みを記載すること。